

一宮町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

一宮町教育委員会教育長

竹之内 達生



一宮町教育委員会規則第1号

一宮町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則

一宮町招致外国青年就業規則（平成12年一宮町教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「5」を「6」に、「6」を「7」に改め、同条第3項中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第8条第1項の表中「280,000円」を「335,000円」に、「3,360,000円」を「4,020,000円」に、「300,000円」を「345,000円」に、「3,600,000円」を「4,140,000円」に、「325,000円」を「355,000円」に、「3,900,000円」を「4,260,000円」に、「330,000円」を「360,000円」に、「3,960,000円」を「4,320,000円」に改める。

第9条第1項中「5」を「4」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により後半任期を満了する日前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国するため

の費用を弁償することができるものとする。

第15条第1項第11号を同項第22号とし、同項第10号中「期間」の次に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる外国青年にあつては、1の年の6月から10月までの期間）」を加え、同号を同項第21号とし、同号の前に次の7号を加える。

(14) 外国青年が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他一宮町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において、5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日）以内で必要と認められる期間

(15) 介護休暇（前号に規定する休暇をいう。以下この項において同じ。）の開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる外国青年（93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、再度の任用がないことが明らかである者を除く。）が要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(16) 外国青年が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該外国青年において1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲で必要と認められる時間

(17) 外国青年が骨髓移植のための骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(18) 妊産婦である女子の外国青年が、母子健康法第10条の規定による保健指導又は同法第13条の規定による健康診查を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(19) 妊娠中の女子の外国青年の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる時間

(20) 妊娠中の女子の外国青年が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

第15条第1項第9号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「をする」を「等の」に改め、「期間（」の次に「その」を、「する」の次に「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を加え、同号を同項第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 女子の外国青年が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定による保健指導又は同法第13条の規定による健康診查に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

第15条第1項第8号を同項第11号とし、同項第7号中「女子の」を削り、「期間」の次に「（男子の外国青年にあつては、その子の当該外国青年以外の親が当該外国青年がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）」を加え、同号を同項第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 外国青年が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間

(9) 外国青年の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合に

あつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する外国青年が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間

第15条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 外国青年が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

第15条第2項中「4」を「9」に、「10」を「18」に、「11」を「22」に、「5」を「10」に、「9」を「17」に改める。

第30条を第32条とし、第29条を第31条とする。

第7章中第28条を第30条とする。

第6章中第27条を第29条とする。

第26条の見出し中「自動車」の次に「等」を加え、同条中「自動車」の次に「等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）」を加え、同条を第28条とし、第21条から第25条までを2条ずつ繰り下げ、第20条の2を第22条の2とし、第20条を第22条とする。

第19条第1項中「及び」を「並びに」に、「4」を「5」に改め、「号まで」の次に「及び第8号から第21号まで」を加え、「10」を「22」に改め、同条第2項中「5」を「6」に、「から」を「及び」に、「9」を「7」に改め、「まで」を削り、同条第4項中「17」を「19」に、「18」を「20」に改め、第5章中同条を第21条とする。

第18条第2項中「16」を「18」に改め、同条を第20条とする。

第17条を第19条とする。

第16条第1項中「前」を「第15」に、「5」を「6」に、「6」を「7」に、「18」を「20」に改め、同条を第18条とする。

第15条の次に次の2条を加える。

（育児休業）

第16条 職員の育児休業等に関する条例（以下「育休条例」という。）の定めるところに

より、養育する子が1歳6か月に達する日（育休条例の規定により当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度の任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない外国青年は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（育休条例の規定により当該子の事情を考慮して特に必要と認められる場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で育休条例で定める日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、育休条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- (1) 子の出生の日から8週間を経過する日までの期間内に、外国青年が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び2回目のもの
- (2) 外国青年が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該外国青年が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

2 前項の規定による育児休業をしている期間については、無給とする。

（部分休業）

第17条 任命権者は、条例の定めるところにより、外国青年が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該外国青年が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、外国青年について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲（当該外国青年が第15条第1項第10号に規定する休暇（以下「保育時間」という。）又は同項第16号に規定する休暇（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲かつ2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲）に限り、勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。

2 部分休業は、外国青年について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として取得できるものとする。

3 部分休業により勤務しない1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。